

水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業
水素スタンド安全技術基準分科会 第2回 (平成28年度第2回)議事録

◇ 日時：平成29年2月21日(火) 10:00～12:00

◇ 場所：JPEC第2会議室

◇ 委員・出席者:(敬称略)

委員：石川敬(主査)、小山田賢治、加藤文雄(森田委員の代理)、
川村信之、小海義憲、西井匠、松岡美治

オブザーバー：METI : 遠藤秀雄、野田康一、肥後盛長、吉川雅人

KHK : 加藤一郎

FCCJ : 大場伸和

NEDO : 井戸口隆一、柴田憲、遠山大輔

HySUT : 金子彰一

事務局：川付正明、佐藤光一、吉田剛、高井康之、河島義実、米田浩、
森本正史、権田真徳、佐々木左宇介、市川和登、今岸健郎

《議事要旨》

安全技術基準案について以下の指摘事項があったため、修正案を事務局で検討し、委員に配付することとした。

《p.9 1. 蓄圧器、配管等の外面腐食等を防止する措置》

《p.10 2. パージライン用元弁及びベントライン接続部の措置》

《p.14 6. 圧縮水素スタンドの高圧ガス設備に使用する材料》

《p.16 7. 高圧ガス設備のアンカー止め》

《p.22 13. 圧縮水素スタンド内に存置する水素トレーラー等から圧縮水素を受け入れる場合の措置》

《p.24 15. 圧縮水素スタンド内に存置する水素トレーラー等の管理》

安全技術指針案について以下の指摘事項があったため、修正案を事務局で検討し、委員に配付することとした。

《p.2 1.4 用語の定義》 処理設備、液化水素貯槽、蓄圧器の表現について

《p.12 4.1 基本的考え方》 都市型圧縮水素スタンドの型について

《p.16 003. 貯蔵設備、処理設備の第一種設備距離、第二種設備距離》第一種設備距離、第二種設備距離の計算方法について

《議事詳細》

(1) 水素スタンド安全技術基準分科会・委員名簿について

資料 16-02-01 水素スタンド安全技術基準分科会・委員名簿

事務局より、平成 28 年度より KHK 長沼委員に代わり小山田委員が就任された旨の紹介があった。また、松岡委員の所属変更と佐藤委員の本会議の欠席について報告があった。

(2) 前回議事録案

資料 16-02-02 前回議事録

前回の議事録について、修正要望があれば 1 週間を目途に事務局まで伝えることで承認された。

(3) JPEC 自主基準の位置付け及び審議体制について

資料 16-02-03 JPEC 自主基準の位置付け及び審議体制について

事務局より、自主基準の審議体制について説明があった。指摘事項なし

(4) 圧縮水素スタンド安全技術基準検討経緯について

資料 16-02-04 圧縮水素スタンド安全技術基準検討経緯

事務局より、これまでの圧縮水素スタンド安全技術基準の検討経緯について説明があった。指摘事項なし

(5) 圧縮水素スタンド安全技術基準 JPEC-S0007(2017)(案)について

資料 16-02-05 圧縮水素スタンド安全技術基準 JPEC-S0007(2017)(案)

資料 16-02-06 圧縮水素スタンド安全技術基準の業界意見対応表

事務局より、安全技術基準案について、業界意見に基づく修正等をふまえて説明があった。以下に指摘事項について詳細を記載する。

《p.9 1. 蓄圧器、配管等の外面腐食等を防止する措置》

Q：(1)の蓄圧器の材料の名称は鋼製で本当に良いのかどうか、炭素鋼もしくは低合金鋼のようにはっきりした方が良い。また複合容器製の蓄圧器は、メーカーに確認して材料についても明確に判るようにした方が良い。

(2)はステンレス製に「鋼」を入れた方が良い。炭素鋼製になっているところも低合金鋼製の場合もあり得るのではないか？その場合も読みこめるようにしておいた方が良い。

A：事務局にて検討する。

《p.10 2. パージライン用元弁及びベントライン接続部の措置》

Q：2.のパーライン用元弁及びベントライン（放出管）接続部のところで、現在の書きぶりでは、ここに記載のものだけが許容されるような読む側に誤解があるので、これは例示だと判るように記載してはどうでしょうか？

A：指摘のとおり、尚の後に「以下に例示されるような」をつけ加えて、明確にする。

《p.14 6. 圧縮水素スタンドの高圧ガス設備に使用する材料》

Q：2. で特定案件事前評価による場合は、省令に合わない部分について特定案件事前評価を受けた上で、大臣特認というのを受ける必要がある。ここを明確にすべき。

Q：2. で特定案件事前評価による場合で、例示基準によらない場合は、大臣特認を受ける必要があるとのことだが、これは 1. の詳細基準ではないかと思うので、どういう場合には大臣特認が必要なのか明確にすべき。

A：特定則にも記載されていない材料等を使用する場合には特認になるという注釈を数行入れたいと思います。

《p.16 7. 高圧ガス設備のアンカー止め》

Q：※の注釈をつけるのであれば全体的に、耐震設計が必要なものについてはそれに従うみたいな注釈にしておいた方が良い。また建造物とか構造物の場合は、建築基準法の適用がある場合もあるのではないかと思うので、検討されたい。

A：検討します。

《p.22 13. 圧縮水素スタンド内に存置する水素トレーラー等から圧縮水素を受け入れる場合の措置》

Q：接地面と地盤面の表現につきましては、地盤面の方が適切ではないか？

C：接地面でも地盤面でも意味は、意図しているものは同じだと思うが、例示基準上は地盤面ということではないか？

A：接地面という表現が 2ヶ所ほど出ているので、「地盤面」に統一したい。

《p.24 15. 圧縮水素スタンド内に存置する水素トレーラー等の管理》

Q：15 番の水素トレーラーの管理で、2 時間以内に出ていくトレーラーは対象としないということで書かれているのかどうか教えて欲しい？

A：2時間以内に出ていく荷下ろし蓄圧器といったものが基準では想定していなかったので、「荷下ろし蓄圧器への荷下ろしの際については、この限りではない」といった注釈を付け加えたい。

Q：トレーラー等が何を対象としているのか対象が分かるようにすべき。

A：ここではトレーラーのみ検討した結果を示しているので、「等」の部分を 13. と 15. の二項目で除く。

(6) 圧縮水素スタンド安全技術指針検討経緯について

資料 16-02-07 圧縮水素スタンド安全技術指針検討経緯

事務局より、これまでの圧縮水素スタンド安全技術指針の検討経緯について説明があった。指摘事項なし

(7) 圧縮水素スタンド安全技術指針 JPEC-TD0001(2017)(案)について

資料 16-02-08 圧縮水素スタンド安全技術指針 JPEC-TD0001(2017)(案)

事務局より、安全技術指針案について、説明があった。以下に指摘事項について詳細を記載する。

《p.2 1.4 用語の定義》 処理設備、液化水素貯槽、蓄圧器の表現について

Q：処理設備からディスペンサーを除けないか？

C：ディスペンサーは2種類あり、7条3の1項型のディスペンサーは第2号で、ディスペンサーは第6条1項2号に規定する処理設備の例により、処理設備の例による距離以上の距離を有することが必要で処理設備扱いになるので、1項型は処理設備で、2項型はこの規定が無いので、処理設備とは書かない形になる。

C：私の認識は少し違う。元々1項の方のディスペンサーについては、6条の処理設備の例によるものであり距離を確保すると規定されていたものが、1年位前の改正で、処理設備の例による距離以上の距離を有するというので、処理設備であるかどうかは書かない形にして、距離だけについて規定するように変わったと思う。その意図は、ディスペンサーは処理設備ではないということと思う。保安室さんにも確認していただければと思う。

A：ここで議論することではないと思われるので、事務局としてはKHK等に確認する。

Q：液化水素貯槽の定義で、定置式の二重殻真空断熱の貯槽となっているが、中身のことが記載されていないので、このままでは何でも入ってしまう。液化水素を貯蔵するものを入れるべき。

A：「液化水素を貯蔵するもの」を付け加える。

Q：蓄圧器の定義の中に、「特定設備検査規則の対象となる設備であるが、複合容器蓄圧器の技術基準が整備される前には容器保安規則の特認として設置されたこともあった。」の「あるが、」のあとの部分は適切ではないので削除されたい。

A：該当部分を削除する。

《p.12 4.1 基本的考え方》 都市型圧縮水素スタンドの型について

C：第1項が保安距離確保型。第2項が同短縮型と記載があるが、敷地境界距離確保型のような表現が良いと思っている。

A：確認して修正する。

《p.16 003. 貯蔵設備、処理設備の第一種設備距離、第二種設備距離》第一種設備距離、第二種設備距離の計算方法について

Q：設備距離の計算方法が規定と違っているので、修正されたい。

A：可燃性ガス低温貯槽のみの記載になっているので、法文通りに修正する。

(8) その他

資料 平成28年度 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業
「水素スタンド安全技術基準分科会」での追加検討事項の件
事務局より、追加案件の当分科会での審議の趣旨について説明があった。2月23日までに各委員（主査）は審議可否について回答することとした。

以上